

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「企業理念」及び「社是」を実現する重要な機能としてコーポレート・ガバナンスを位置付け、コンプライアンスの確保、適切なりスク管理、適時情報開示による経営内容の透明性の確保をベースとした効果的かつ効率的な経営を目指しております。

また、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題の一つとして捉え、経営環境の厳しい変化に対応すべく意思決定の迅速化や経営監督機能を充実するために各種施策等に取り組んでおります。

なお、企業倫理向上及び法令遵守等のコンプライアンス強化にも努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本5原則を遵守しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則に対する当社の取組み状況・方針につきましては、当社のホームページに掲載しております。

<https://www.yamano-hd.com/ir-info/cogo/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ヤマノネットワーク	4,838,700	14.33
山野義友	4,048,500	12.00
山野愛子どろんこ美容株式会社	3,408,000	10.09
山野功子	2,118,100	6.27
株式会社ヤマノ	1,479,000	4.38
UBS AG SINGAPORE	1,445,100	4.28
YHC取引先持株会	847,300	2.51
YHC従業員持株会	705,900	2.09
山野美容商事株式会社	440,000	1.30
山野幹夫	424,000	1.26

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

- 1. 経営と執行責任の分離により独立性確保の明確化を進めています。
- 2. 経営上の意思決定及び執行、監督に係る経営管理組織について業務執行体制及び管理体制を導入しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
新居靖之	税理士											○
伊能美和子	他の会社の出身者											○
松尾茂	他の会社の出身者											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新居靖之	○	――	新居靖之氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関わったことはありませんが、税理士としての培われた専門的な知識・経験と幅広い見識を当社の監査に反映して頂くため、社外役員として社外取締役の選任をお願いするものであります。同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。

伊能美和子	○	_____	伊能美和子氏は、長年にわたり日本電信電話株式会社に従事し企業内起業家として、メディアコンテンツ領域の新事業開発に従事したほか、NTT研究所開発技術を活用し、音楽の著作権処理フローの大変革を実現、また、タワーレコード株式会社の代表取締役副社長を務めた経験もあり、経営者として豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与して頂くため、社外役員として社外取締役の選任をお願いするものであります。同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。
松尾茂	○	_____	松尾茂氏は、長年にわたり富士通株式会社、日本電産株式会社において、CFOに従事しておりました。また、株式会社SHIFTの取締役副社長を務めた経験もあり、経営者として豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与して頂くため、社外役員として社外取締役の選任をお願いするものであります。同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室と随時積極的に意見交換を行ない、監査計画、内部監査実施状況について緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しています。さらに、必要に応じて会計監査人の監査等に立ち会い、緊密な連絡の下に監査を行ない、監査計画、結果等について定期的な情報交換を行なっています。

当社の内部統制部門としては内部監査室が担当しており、内部監査室は監査役と毎月1回合同会議を実施し、情報共有を図るほか、コーポレート・ガバナンス体制やグループ全体を視野に入れた経営管理体制の在り方につき、さまざまな角度から随時検討しております。また、社外監査役と内部統制部門は、共有すべき事項について相互に連携し、把握できるような関係にあります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福原 弘	弁護士													○
灰原芳夫	公認会計士													○

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福原 弘		_____	福原弘氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関わったことはありませんが、弁護士として培われた専門的な知識・経験と幅広い見識を当社の監査に反映して頂くため、社外役員として当社監査役をお願いしているものです。
灰原芳夫	○	_____	灰原芳夫氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関わったことはありませんが、公認会計士としての培われた専門的な知識・経験と幅広い見識を当社の監査に反映して頂くため、社外役員として当社監査役をお願いしているものです。同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

2016年6月29日開催の第30回定時株主総会において、中長期的な業績向上への動機づけを明確にすることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入することを決議いたしました。なお、2021年6月29日開催の第35期定時株主総会決議により、当該制度に係る報酬枠を設定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

当社の取締役報酬については、有価証券報告書並びに事業報告にて全取締役及び監査役の総額を開示しており、その内容は次のとおりです。

取締役74,589千円、監査役15,120千円、合計89,709千円

なお、1億円を超える報酬の役員が存在しないため、総額報酬の開示としております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、1990年11月15日開催の第4回定時株主総会において年額180百万円以内と決議しております。また、業績連動型株式報酬については、2016年6月29日開催の定時株主総会決議に基づき株式報酬制度「B・B・T制度」を導入し、2021年6月29日開催の定時株主総会において、金銭報酬とは別枠で、年額30百万円以内と決議しております。

取締役の報酬等の決定方針の概要は下記のとおりです。

役員報酬は、固定報酬である「基本報酬」、株主総会決議により支給される「賞与」、及び業績連動型の報酬である「株式報酬」により構成します。

「基本報酬」は株主総会で定めらえた報酬総額の範囲内で、取締役会にて役位、担当職務、貢献度等を総合的に勘案し決定され、月額固定報酬として支給します。「賞与」は単年度の連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益の計画に対する達成度を基本として、個人別の額は、取締役会にて役位、担当職務、貢献度等を総合的に勘案し決定されますが、賞与総額は基本報酬との合算で株主総会で決議された報酬総額を超えない範囲とします。

「業績連動報酬」については、対象役員に対し、事業活動拡大と収益力向上をインセンティブとすることを目的とし、業績指標は、役位ごと、利益計画の達成度や貢献度を評価する指標を設定されており、毎事業年度ごとに業績目標の達成度に応じたポイントを付与し、退任時に累積ポイントに応じた株式が交付されます。

取締役の個人別の報酬等の額については、代表取締役会長及び代表取締役社長の報酬額を最上位として、役位が下がるにつれて報酬額を低減することとしています。また業績連動報酬については、基本報酬に対する割合を7.5%～40%となるよう設計し、1年間の支給金額総額上限をあらかじめ定めており、また金銭による業績連動報酬と非金銭（株式）による業績連動報酬の概ねの割合を定めております。

取締役の個人別の基本報酬の額について権限を有する者は、取締役会から一任を受けた代表取締役としております。委任を受けた代表取締役は、独立社外取締役の見解を踏まえて報酬の決定を行います。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 **更新**

社外取締役の職務を補助すべき専任のスタッフは配置していませんが、取締役会事務局を務める総務人事部スタッフ他関連部署の社員が、事前の資料配布や会議結果の送付等、取締役相互間の情報共有のための補助的業務を行っています。

社外監査役については、常勤監査役より経営会議やその他重要な会議に関する報告を社外監査役に対して随時行っている他、週1回実施しているトレース会議に社外監査役も参加してもらうなど、当社事業への理解を深めていただいております。

社外取締役及び監査役に対する情報伝達体制については、取締役会開催に際して事前に資料を配布するとともに、必要に応じて関連部署責任者が取締役会の開催前に説明を行っており、当該案件への理解を促進し、取締役会における議論の活性化を図っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
太田功	顧問	当社と顧問契約を締結し、主に、M&Aに関する業務全般に関する業務全般に関するアドバイスを受けています。	勤務形態は非常勤であり、当社は顧問料を支払っています。	2010/6/29	契約期間は1年とし、契約終了時に期間の1年延長を相互の話し合いで決定することとしています。
石塚三郎	顧問	当社と顧問契約を締結し、主に、M&Aに関する業務全般に関する業務全般に関するアドバイスを受けています。	勤務形態は非常勤であり、当社は顧問料を支払っています。	2008/6/27	契約期間は1年とし、契約終了時に期間の1年延長を相互の話し合いで決定することとしています。

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

2名

当社定款において、役付取締役として相談役を選任できる旨定めていますが、現在、相談役に選任している者はいません。
なお、2021年3月期においては、元代表取締役社長等に対して顧問料総額5,890千円を支払っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役会設置会社であります。会社の機関として株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。そのほかに経営会議を設置し、業務執行における意思決定の迅速化に努めております。

取締役会は、社外取締役3名を含む全取締役9名で構成され、毎月1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により、法令で定められた事項や経営に関する重要な事項、などの意思決定及び監督を行っております。

監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成され、原則毎月1回の開催により、監査の方針・計画・方法、その他監査に関する重要な事項についての意思決定を行っております。各監査役は取締役会等重要な会議に出席するほか、業務執行状況の監査を実施しております。

経営会議は、会長、社長、取締役及びその他関連する重要な組織の長等をもって構成され、原則月1回の開催により、事業運営に関する円滑かつ迅速な意思決定及び監督を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。

当社は、社外監査役を選任することにより、業務執行の公正性を監督する機能を強化しております。

社外取締役は、監査役並びに内部監査室より監査計画、監査結果についての報告を受けるとともに、必要に応じて発言を行うこと等により、監査役及び内部監査室と相互に連携し、事業運営を監督しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	2021年より電磁的方法による議決権の行使を導入しております。
その他	株主総会招集通知を、発送日前にTDnet および当社ウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示に関する基本方針を、当社のホームページへ掲載しております。 https://www.yamano-hd.com/ir-info/disc/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとに決算説明会の開催または動画配信をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、ニュースリリース、決算短信等の掲載をしております。また、決算説明資料の掲載及び動画配信も行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部に設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	顧客や社会からの信頼されるための行動規範として倫理規程を制定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、法令等の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの維持・強化を図る。その徹底を図るため、総務人事部は全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括し、内部監査室はコンプライアンスの状況を監査する。また、法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を適用し、総務人事部、内部監査室及び顧問社会保険労務士事務所に通報窓口を設置し、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。
 - 2) 万が一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じ代表取締役社長、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行い、取締役及び監査役がこれら文書等を直ちに閲覧できる体制とする。
 - 2) この社内規程と情報の管理については、監査役会の意見を得て、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めることを含めて対応する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 取締役会及び経営会議において経営戦略・経営計画の策定や戦略的アクションの意思決定に必要な経営戦略リスクの評価を行なう。
 - 2) 各部門固有のリスクについては、それらの統括部門が関係部署と連携し、必要な規程、マニュアルの作成及びガイドラインの策定等を行い、体制整備を進める。
 - 3) 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を備えるものとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
 - 2) 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することとする。その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
 - 3) 日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 経営企画本部を子会社管理の担当部門とし、子会社の営業成績、財務状況その他の重要事な情報について定期的な報告を義務づける。
 - 2) 当社取締役及び事業本部長並びに子会社取締役が出席するトレース会議を週1回開催し、事業部及び当社子会社において重要な事象が発生した場合には、その報告を義務づける。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、財務経理部、総務人事部及び内部監査室に対してその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めることができるものとし、当該使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行なうものとする。
8. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役又は監査役会に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に重大な損失を与える事項が発生又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものを定めた事項が生じたときは、監査役又は監査役会に報告するものとし、報告したこと理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。
9. 監査役職務の執行について生じる費用の前払い又は償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他外部専門家に相談することができる。その費用については会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払い又は償還の手続きに応じるものとする。
10. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。
11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令の定めに従って、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方について
当社は、社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、これらの反社会的勢力に対しては、組織的に毅然とした態度で対応いたします。
2. 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況について
当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方に基づき、役員および全社員へ周知徹底しています。なお万一、反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応部門を総務人事部と定め、関係部門と協議し、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と連携して対応しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

現時点において特別な防衛策の制定はありませんが、今後も引続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、社会の変化に対応し、コーポレート・ガバナンス体制を適時見直しをはかってまいります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下の体制図をご参照ください。

適時開示体制の概要

当社は、管理本部長を情報管理責任者、管理本部管轄である財務経理部が適時開示の担当部門としています。

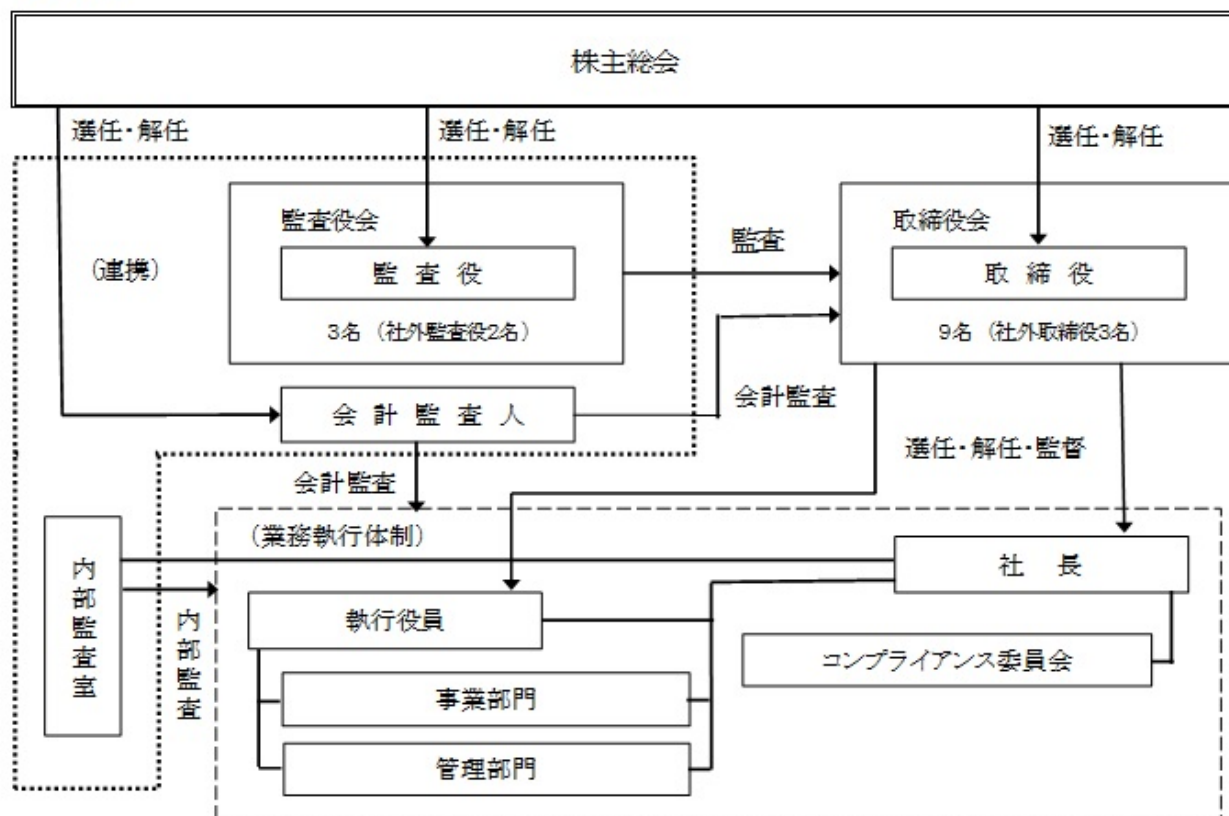
決定事実及び発生事実に関する情報は、各部門責任者より情報管理責任者及び財務経理部が情報を収集・管理し、適時開示規則に定められた事項に該当するか否かの判断を行っております。

情報責任者は、重要な決定事実及び決算に関する情報について代表取締役役に報告、取締役会に付議し、承認後速やかにその開示を行います。

また各部門責任者は、発生事実に関連する可能性のある情報を得た場合、速やかに情報管理責任者に報告し、情報管理責任者及び適時開示担当部門である財務経理部は、報告を受けた情報のうち、発生事実に関連するものについて、速やかに代表取締役役に報告の上、適時開示を行います。

なお、財務経理部では経営企画本部と情報共有を行い、東京証券取引所への適時開示と同時に、当社ホームページ上にも適時開示後速やかに、同一資料を開示しています。

【体制図】



【適時開示体制の概要】

